

# 穢れと芸能

——筑紫舞（くぐつ舞）の伝承を通して——

鈴鹿千代乃

## 「筑紫舞」——その伝承の経緯——

「筑紫舞」という芸能は、傀儡子といわれた芸能集団によつて伝えられた神事芸能である。

私は、三十年程前から、この芸能の伝承者であつた河西光子氏（芸名・西山村光寿斎）より、聞き書きを続け、また、その舞の五十番程を習い、そのそれぞれに允許いんまを受けた。

筑紫舞が、河西光子氏に伝えられたのは、次に記すように、戦前、昭和初年から、昭和十八年頃のことである。今から七十年も八十年も前のことであつて、戦後、河西氏は、地唄舞、西山村流を創設され、その宗家として活躍されており、少女の頃に習つたこの舞については、世に出す機会がなかった。しかし、彼女の二人の娘（芸名、西山村光

寿・西山村筑紫）と、主だった弟子達には、この舞の極みの芸である「翁」を伝承させていた。

昭和五十七年、東京で、西山村氏は、この「翁」を世に出した。これは、既に西山村氏の舞に、地唄舞ではない何物かの要素があることを見抜いていた武智鉄二氏をはじめとする何人かの芸能研究者の強い要望で開催されたと聞いている。

この時の「翁」を私も拝見したが、何とも不思議な「翁」だった。まず、その人数が、五人であつた。このことひとつをとつても、能の「翁」ぐらしか知らなかつた私には仰天すべきことであつた。その時の印象は、次のようなものであつた。

筑紫舞の「翁」は、私が今まで見た「翁」と全く違つていた。まず何よりも翁は一人という常識を全く

### 筑紫舞伝承の経緯

破つて、何と五人の翁が登場する。後で知ったことだが、筑紫舞には一人立から三人立、五人立、七人立が伝えられている。さらに、光寿斎（河西）氏が、少女の頃、九州（福岡県宗像郡）の古墳石室内で見た翁は十三人立であつたという。

次に、それぞれの翁達が、国の名を負つていて、国名告りをする。それで筑紫舞の「翁」は別名「国問いの翁」というという。

翁達は、五人が五人ともびたつと同じ動作をするかと思つたと、全く違つた舞を舞う所もあつて、その構成が極めておもしろい。

筑紫舞独特のルンソ足や波足、鳥とび、跳躍、片足立ちなどといった手が随所に盛りこまれていて、静と動が一体となつた見事な舞であつた。<sup>(2)</sup>

その頃私は、傀儡子族のことを調べていた。この筑紫舞が、傀儡子族から伝えられた舞であることを聞いて、さつそく河西氏に挨拶し、話を伺いたいと申し出た。

河西氏は快諾され、以後、十五年余私はこの舞の聞き書きと伝承を続けさせていただくことになつた。

まずは、この舞が、河西光子氏に伝えられた経緯を記しておきたい。

筑紫舞は、今からおよそ七十年前には、たしかに存在した芸能集団——くぐつ——によつて伝えられた神事芸能である。

筑紫舞とはいうが、この芸の伝承者達は、筑紫（九州の北半分）を本拠地とし、山陽・山陰、近畿、伊勢、熊野、尾張、北陸、そして東は関東地方に及ぶ一大ネットワークを形成していたものと考えられる。

そして、この集団の長であつた菊邑檢校という盲目の天才的箏曲家から、昭和の初期に神戸の造り酒屋の一人娘に生まれた山本光子（現在の河西光子氏）という一人の少女に二百数十曲に及ぶ筑紫舞が伝授された。

光子の父山本十三は、阿波徳島の出で、一代で造り酒屋を興した。店は、神戸市兵庫の下沢通七丁目にあり、後に神戸市長田の海運町三丁目に移転した。工場は、西宮市の鳴尾にあつた。店の屋号は山十である。

菊邑檢校がはじめて九州より神戸に来たのは、昭和六（一九三二）年（光子、小学校五年生）であるが、菊邑檢校と山本光子との出会いのきっかけを作つたのは、当時、兵庫の材木町に明治座という小屋を持っていた関西歌舞伎の役者嵐璃瑠（屋号・豊島屋）であつた。十三は、この璃瑠を轟

眞にしていた。ある時、璃瑠は、十三に、

今度の出しものに、「筑紫風流」というものを取り入れたが、それについては九州にこの芸を持つてゐる菊邑檢校という人がいて、この人を選んで習いたいというようなことをいった。十三は、璃瑠のたのみに応じて、光子の地唄舞の師匠であつた山村ひさ女に、旅費を持たせ、檢校を探しに九州に行かせた。

菊邑檢校は、ケイという人物（口が不自由であつた。男性か女性かわからない）を伴つて神戸に来た。二人は、山十に二カ月程逗留し、璃瑠に舞を教えた。璃瑠は芝居がはねてから、山十に来て、光子が父から作つてもらつていた山十の家の舞台で稽古をした。そして光子は、いつも璃瑠の稽古風景を側で坐つて見ていた。

当時、光子は、おんねりとした地唄舞にいや氣がさしていた頃だつた。そこへ、跳躍や旋回の多い筑紫舞を見て、「おもしろい！ やつてみたい。」と思つたという。

ところが、稽古中の璃瑠は、なかなか筑紫風流の間がとれない。光子は側で見ていて、先に覚えてしまい、逆に璃瑠に教えた。

そうするんやない、オッチャン、ト、ト、トン、フン、フン、と待つてトンと踏むんやんか。

そうか。その、すまんけどな、とうはん、あんた覚

えてな、ほいであとでオッチャンに教えてえな。

ふんふん。ええよ。

こんな風景が続いた。

嵐璃瑠の稽古が終つた時、菊邑檢校は、山本十三に長い逗留の礼を述べた後に、

実は、お願いがございます。お宅のお嬢さんに、私の大事な大事な舞をとつていただきとうございますが、と申し入れた。光子は側で聞いていた。十三は、

檢校はんが、あない言うてはるけど、お前どうする？ しかし、陽氣浮氣で言うたらあかんで。遠い所から来てくれはるんやさかいに、檢校はんが、もうよろしいと言われるまで、お前からやめる言うことはできへんやで。

と言つた。光子は、あと先も考えず、飛びつくように、する！

と答えた。

これが、山本光子という一人の少女と筑紫舞との運命的な出会いであつた。

しかし、この運命的な出会いは、嵐璃瑠によつて仕組まれたものであつた。それは、つい最近、河西光子氏が思い出した次のような一条によつて証明された。

光子は、昭和三年、教え八才の時、昭和天皇御大典に、

神戸の酒類組合が催した祝賀会ではじめて筑紫舞を舞った。その時、作ってもらった狩衣の裏に、母（しな）が、「光子八歳」と布に書いて縫いつけていた。その時舞ったのは、「皇道の賀」（箏曲では「都の春」という舞であった）。

光子が八歳の昭和三（一九二八）年は、菊邑検校がはじめて神戸に來た昭和六年の三年前である。ではこの筑紫舞を誰に習ったかといえは、それが他でもない嵐璃瑠だったのである。

璃瑠は、光子に歌舞伎舞踊も教えたが、自分の持つ筑紫舞を試みに教えてみて、「この子ならできる。」とひそかに白羽の矢を立て、自分が習うようによそおって、検校に光子を引き会わせたものと考えられる。

だからこそ、璃瑠は、稽古に、自分の小屋を使わず、わざわざ、光子の家の舞台を使い、光子に稽古風景を見せたのである。

嵐璃瑠は、まぎれもなく、ぐつ、の仲間であった。当時、ぐつ、の芸も、伝承者が少くなり、危機を感じた彼らは、必死で伝承者を探していたに違いない。そして、才能と経済的背景を持つ一人の少女に白羽の矢を立て、彼らの持つ芸のすべてをこの少女に伝えたのであった。

菊邑検校とケイは、断続的に、九州より神戸へ来て、山十に逗留し、舞を教えた。

その伝承期間は、昭和六年から、太平洋戦争の激しくなった昭和十八（一九四三）年までである。最後の二、三年は、九州へ帰る切符がとれず、二人は、一年のほとんどを神戸の山十で過ごした。

この十二年間に、菊邑検校とケイを中心に、太宰府よりのおん使者——筑紫齊太郎——や、出雲、伊勢、熊野、京都、近江、尾張、越、そして関東地方（東）の各地から、検校の召しに應じて、それぞれ伝承している舞をもつて多くのぐつ、達がやって来ては、光子に教えこんだ。

現在、河西光子氏が伝承している舞は、曲数でいえば、二百数十曲であるが、一つの曲でも、筑紫、畿内、東では振りが全く違うものがあるもので、舞の数では、およそ千番に及ぶと考えられる。

その種類は、大きく神舞、巫子舞といった神に捧げる神前舞踊と、ぐつ、舞という、祭礼の時に人々に見せる舞とに分けられる。

菊邑検校とケイ、筑紫齊太郎、そして各地より神戸に來たぐつ、達は、山本十三の、この芸能に対するおらかな理解と支援のもと、また、光子の祖母で、女医であったはる女の高い見識と、母しなの細やかな心遣いなどに支えられて、彼ら一族の後継者として、この一人の少女に持つ芸のすべてを注ぎこんだのであった。

この筑紫舞は、約六十年後、河西光子氏より、その一部が神戸神事芸能研究会に伝授された。現在、同会の会員によつて、保存、伝承され、二宮神社（神戸市中央区二宮町）の四季の祭において奉納されている。<sup>(3)</sup>

### 穢れを背負う者——傀儡子族の存在意義——

水田稲作を基盤とする古代律令制国家の成立以来、定着農耕民達は、限らない穢れを生み出す存在であつた。

「大祓詞」は、そうした穢れを祓うための呪言である。そこには、「天之益人」すなわち、定着農耕民が「過ち犯しけむ雑糺の罪事」として、多くの罪を列挙している。「天つ罪」は、おもに農耕に関する罪、「国つ罪」は、それ以外—殺人・病氣・奇型・近親相姦・獸婚・自然災害・呪詛など—の罪である。

これらの罪が輩出されると、そこに穢れ（氣枯れ・氣離れ）が発生・蔓延し、国民の精神は衰え、国家は崩れてゆく。しかも、この穢れは、その穢れを輩出した定着農耕民には、決して消滅させることのできない代物である。

そこで、国家は、天皇を祭祀者とする「大祓」を挙行し、国中の祓えを行なつた。「大祓詞」に、

天つ宮事もちて

とあるのは、天皇御自身が祭祀者となられ、大（Ⅱ国家）

祓を執行せられる旨を説いている。

国民の輩出した罪・穢れは、一旦、天皇のもとに掌握され、天皇は、それを、川から海へ、そして海の彼方にあると信ぜられた「根の国・底の国」へ流しやるのである。しかも、それは、単なる自然の川や海ではない。川には川の海には海の神々がいて、その神々に罪・穢れを託すのである。これがいわゆる「祓戸四神」といわれる、祓の神々である。

高山・短山の末より、さくなだりに落ちたぎつ速川の瀬に坐す瀬織つひめといふ神、大海の原に持ち出でなむ。かく持ち出で往なば、荒鹽の鹽の八百道の、八鹽道の鹽の八百會に坐す速開つひめといふ神、持ちかか呑みてむ。かくかか呑みては、氣吹戸に坐す氣吹戸主といふ神、根の國・底の國に氣吹き放ちてむ。かく氣吹き放ちては、根の國・底の國に坐す速さすらひめといふ神、持ちさすらひ失ひてむ。

まず、川の女神瀬織つ姫が河口に持ち運び、これを、河口で待ち受ける速開つ姫が潮流に乗せる。さらにこれを氣吹戸主神が根の國・底の國に吹き送る。最後に、その「根の國・底の國」に坐す速さすら姫が、その罪・穢れを背負い、さすらうことによつて消滅すると説いている。そして

「大祓詞」は、

かく失ひては、天皇が朝廷に仕へまつる官官の人等  
を始めて、天の下四方には、今日より始めて罪といふ  
罪はあらじと、

と、この世で輩出した罪・穢れが、確実に、「根の国・底  
の国」へ持ち去られ消滅したことを高らかに国民に宣言す  
るのである。

「大祓詞」には、「罪・穢れを輩出する者とその罪・穢れ  
を背負う者（神々）との対比が鮮やかに描かれている。  
罪・穢れは、国家の秩序を根底から覆す恐るべきものであ  
る。それは、それを生み出す天之益人（人間）には、とう  
てい祓い切れるものではない。祭祀王としての天皇の聖性  
と、神々の呪力によってしか消滅させることはできない。  
「大祓詞」はそう語っているのである。

水田稲作を生業とする定住民を基盤とする国家の体制か  
ら、限りなく生み出される罪・穢れは、体制の外へ流しや  
られた。それが、川であり海原であった。国土を海に圍繞  
された日本の地形が、すべてを「水に流す」といった日本  
人の思考形式・精神文化を形成したのである。海の持つ強  
力な浄化作用を神と信じたのである。

罪・穢れを背負うということ、あるいは背負うことがで  
きるということ、この一条こそ、天皇や神々が、人間に対  
して持つ絶対の聖性であった。

そして、古代の日本には、こうした天皇や神々の聖性と  
等しい呪力を持つと信ぜられた人々がいた。彼等は、定住  
生活をしないがゆえに戸籍がなく、従つて税を納めない。  
いわば律令体制の埒外にいた人々であった。街道をさす  
らつて芸能を演じた人々である。それが「傀儡子・遊女」  
と呼ばれた人々であつて、体制で生み出された穢れを、芸  
を演ずることで、体制の外に持ち出し、さすらうという行  
動によつて、これを消滅せしめた聖達であつた。

平安朝の大江匡房の「傀儡子記」・「遊女記」に彼等の生  
態が活写されている。「傀儡子記」には、まず、

傀儡子者無定居<sup>一</sup>、無<sup>二</sup>當家<sup>一</sup>。穹<sup>三</sup>盧<sup>三</sup>氈<sup>三</sup>帳<sup>三</sup> 逐<sup>三</sup>水草<sup>一</sup>  
とあり、定住せず、幕張りの掘立小屋に住み、さすらう徒  
であるとあつて、漂泊民であることを述べている。またそ  
の男は弓馬を使い、狩猟をし、生きた人のごとく木偶を舞  
わせ、種々の奇術をする。女は化粧をし、きらびやかに身  
を飾り、しなやかな腰つきで媚を売り、歌をうたい、淫樂  
をもとめ、旅人と一夜の契りを結ぶことをいとわない。こ  
れを見て、その親や夫は咎めることをしない。漂泊の民で  
あるから農耕をせず、権力を怖れず課役に服さないことを  
一生の楽しみとしている。など、細かく観察している。

平安朝、既に街道の宿駅や、河の中洲・川原などに居た  
芸能の民である傀儡子・遊女達が、以後、日本の芸能の発

展や、社寺の信仰宣布に大いなる貢献をしたことは、よく知られているところである。

「筑紫舞」という芸能を伝えた人々も、こうした傀儡子達の一派であると考えられるが、私が河西光子氏から聞いた数々の伝承をまとめると、まず、この舞は、神前あるいは神社の境内でしか舞ってはならないとする一条などから街道の宿駅などにいた人々と、何らかの一線を画する「神事芸能」であったと考えることができるのである。

また、その所作も、すべて神を意識したもので、最も特徴的な旋回や跳躍、足使いなどに、「神に近づく技」とか「人々の穢れを身に受ける技」とかの意味が付けられている。全身で穢れを身に受けようとする技である。さらに、現行の日本舞踊にはない「ルソン足」「鳥飛び」「波足」「波分け」「水けり」「砂けり」など、異国や海辺にまつわる名の付いた足使いは、傀儡子が海人族から発したとする私の説を裏付けるものである。<sup>(5)</sup>

その振り、所作のすべてが、芸能の本質である「祓え」（穢れを身に受ける）としての意味を持ち、体を極限まで駆使して舞うことによって、全身で、人々の穢れを身に受けるという構成になっている。

海をさすらう海人族達の一派が、穢れを浄化するその芸を持って陸に上がり、そのさすらうという生活様式を変え

ず、体制外にいて街道をさすらった。街道こそは、農耕地ではない土地である。彼等は農耕地に入ることは許されなかった。だからこそ彼等は、神社に寄り、その神前、境内で舞うことにより、農耕地の人々の穢れを身に受け、また街道をさすらうことで、その穢れを消滅させたのである。『大祓詞』に説くように、体制農耕民の生み出した穢れは、「根の国・底の国」に坐す速さすら姫のさすらいによって消滅せしめられるのである。

彼等がさすらった街道とは、まさしく、海の彼方、「根の国・底の国」へ続く道であった。

穢れを全身で受ける——面を着けてはならないということ——

筑紫舞の種類は、大きく神舞とくぐつ舞に分けられる。「くぐつ」と平仮名で書くのは、近世の人形を操った傀儡子・傀儡師などと区別するため、あえて、平仮名か片仮名で表記する。現在では、傀儡子といえは、大体、人形操りの人々を言うが、筑紫舞は、あくまで、人間が舞うのであって、木偶を使う芸はない。

神舞は、神に捧げる舞。くぐつ舞は、祭礼の時などに人々に見せる舞である。そして、先にも触れたが、いずれの舞も、神前か神社の境内でしか舞ってはならないという厳しい決め事があった。大道で舞うことはもちろん投げ銭

などもらうことは許されない。彼等は、神社からお札をもらい、これを売って収入を得ていた。いわば、信仰宣布者でもあったのである。彼等はそれぞれの神社の祭神に捧げる舞を作っていた。たとえば、

稲荷社―稲荷いなかの舞、八幡社―八幡やはたの舞、天神社―天満あまみつ宮みや

というように、彼等独特の呼び名を付けていた。また、同じ神でも、地域（筑紫、畿内、尾張、出雲、越、東など）によって舞いぶりを違えていた。その他に、海神、龍神、雷神の舞や、彼等独特の神話を舞に仕立てたものなど、極めて多岐にわたっている。

さて、その神舞とくぐつ舞について、菊邑検校は、

神舞は、わが身をいとわねばならぬと思つて舞う翁。

くぐつ舞は、人の身をいとうて舞う翁。

と教えたという。

くぐつ達が、神社の祭礼などで「くぐつ舞」を舞うのは、「人の身をいとうて」すなわち、人々の穢れをわが身に受けるために舞うのである。また、神前で神舞を舞うのは、その身に受けた穢れを「わが身をいとわねばならぬ」として、神にゆだねるためであった。

筑紫舞には、

雲井十年、ふき三年、翁は生涯

という言葉がある。筑紫舞のなかでも特に大曲とされる「雲井の曲」「ふき」「翁」の伝承にかかる年月を言ったものと考えられるが、なかでも「翁」は、生涯かけて伝承せねばならないとしている。

筑紫舞の「翁」については、別に報告したが、本稿では、穢れを負う舞としての翁という視点から、次のような伝承をとりあげたい。

筑紫舞のオキナが能などの他の「翁」と決定的に違う点は、「面をつけない」という一条である。これにつき、娘に京都で立派な翁面を作つてやりたくてはりきつていた山本十三に、検校は、

私どもオキナは、ゆえあつて面はつけません。

と言つて、落胆させている。検校はまた、

筑紫舞は、わざをぎの先祖、面をつけずにそのものを演ずるのがわざをぎの伎量です。面をつけて舞うのは、伎量です。

素面神楽は、格が高い。渡来わたりの面は大きい面で、あれは、おどしおどしです。鬼面人をおどろかすおどろかすということです。

舞の表情は、神の表情、それにちよつと手をかす意味で、鉢巻など色をかえたりしてつけますが、これは、



人間が見分けるためのもの、演ずる者が神になりきれば、そういうものは必要ありません。

面をつけると、吐いた息がもどつてしまうので、祓えになりません。

面をつけないという一条は、検校は、厳しく光子に言い渡した。

あるくぐつの人が、光子にこんな話をした。

顔におできができていた人が、すい出しをはって舞つたら、祓串が折れた。その人は平伏してしまい、控えの人が續けて舞つたということがありました。私のもう一人上の人が、「お前はなぜ、自然の葉をつけたのか。その部分（すい出し）をはつていた部分）だけが人間で神になりきれいでなかった。」と言つてその人をしかりました。

面はおろか、人工のものは顔に一切ほどこしてはならないということだとその人は言った。光子が、  
そやかて、女の人は、お化粧しはるやろ？

と聞くと、その人は、

修行ができていないうちは、真白に塗りますが、修行ができてくると化粧が薄くなります。首は塗りません。ほんとうに修行ができてくると、顔と首との境目がなく同じ色になります。

と言つた。

検校に付いていたケイは、化粧も一切しないのに、色が白く、口びるも赤かつたという。

舞を舞うにあたつて面を付けてはならない、化粧をしてはならないということの意味は、次の一条を考慮することによつて彼等の芸の本質が見えてくる。

昔は、高位高官の前で舞えば、一年間一族の者が食べられる（程の報酬をもらえた）。

この舞は、「筑紫舞」という、筑紫に源流を持つ芸能である。その筑紫国の「高位高官」の居る所といえは太宰府を置いて他にない。おそらく彼等は、太宰府において外国使節達をもてなす舞を舞わされていたのだろう。

外国からは、すぐれた文物も入ってくるが、同時に、目に見えない恐るべき穢れも持ち込まれると考えられた。そこで彼等は、表面は華やかに舞いつつ、そうした穢れを全身で受けるべく、素面で臨んだのである。そして、その報酬は、一族が一年食いつなげる程莫大であった。

面・化粧は、防護・護身のためのものである。それを着けずに穢れに立ち向かうのは、命がけである。莫大な報酬は、その命がけの舞に対するいわば「命料」であつた。

現在でも面、特に能の翁の面は、御神体として扱われて

いる。一年に一度、神社の本殿に納められていた翁面が  
され、翁舞が演じられるが、その後直ちに面箱に入れて、  
本殿の奥深くに納められる。普通は、面を着けると舞人は  
神に変身すると考えられているようだが、これをもう一步  
踏み込んで解釈することもできる。すなわち本殿から示現  
した神(面)が、舞って、人々の穢れを面に吸収させる。  
それゆえに、面は、すぐさま箱に密閉して穢れを封じ込め  
ねばならないのである。面箱に密閉され、一年間神殿に奉  
安されることによって、面に吸収された穢れは浄化せられ  
るのである。面箱や神殿という空間も、この世における異  
空間、すなわち、「根の国・底の国」と同じ意味を持つて  
いるのである。

目に見えぬ穢れに真正面から素面で立ち向かったという  
ことに、筑紫舞を伝えた人々は、誇りを持っていたのだろ  
う。

私どものオキナはゆえあつて面はつけません  
と言った菊邑検校の言葉は、命がけで祓えの芸を演じた  
人々の誇り高き「ゆえ」であつたと私は考える。

面というものを穢れに対する防護と考えると、能や神楽  
といった面を着ける芸能と、彼等はどこかで袂を分かつた  
のではあるまいか。

その意味では、人形もいわば、防護用の作り物である。

人形を舞わずことで、人形に穢れを吸収させ、直接自らに  
穢れを受けまいとするやり方である。この人々とも、彼等  
は袂を分かち、化粧を大がかりにする歌舞伎の徒とも別の  
道を歩むことになつたと考えられる。

筑紫舞を伝えた傀儡子の徒は、祓えの芸を本道と信じて  
生きたのであろう。少くとも近世までは神事芸能集団とし  
て存在し続けた。

明治の国家神道下に、彼等は、神社から追放されたもの  
と考えられる。神社を点に、街道を線にして生活していた  
彼等も、芸能者として生きることが難しくなり、他の職業  
を選ばざるを得なくなつたと考えられる。

私が河西氏より聞いたところによれば、自らの芸をもつ  
て、神戸の山十に來た人々の職業は、いろいろである。

教師、弁護士、山伏、神主、木地師、塗師、役者等、彼  
等は、自ら伝える舞を、少女の頃の河西氏に教えて、また  
去つて行つた。そのまま戦地に赴いた人もいたという。

終戦後、彼等の消息は、杳として知れない。

#### 注

(1) 昭和五十七年十一月二日、ABCホール(東京・芝公  
園内)

(2) 「筑紫舞聞書(オキナ)」(尾畑喜一郎編『記紀万葉の新

- 研究』所収・平成四年十二月二十日・桜楓社）  
 筑紫舞の「翁」については、ここに詳述した。
- (3) 「遊女幻想」(鶴見和子監修『女と男の時空―日本女性史再考―』全六巻の内第二巻『おとなとおとこの誕生―古代から中世へ―』所収・1996年5月20日・藤原書店)  
 傀儡子族の女(遊女)の持つ呪力・聖性について筑紫舞の伝承をもとに考察した。
- 「筑紫舞聞書」(鈴鹿千代乃著『神道民俗芸能の源流』所収・昭和63年6月30日・図書刊行会)  
 筑紫舞が河西光子氏に伝えられた経緯の聞き書き。及び舞の種類や、舞曲名一覧を掲載。
- (4) 大江匡房『傀儡子記』『遊女記』(『朝野群載』卷三)所収  
 鈴鹿千代乃「傀儡子讚」(『神道民俗芸能の源流』所収昭和63年6月30日、図書刊行会)  
 昭和63年6月30日、国書刊行会)
- (5) 「傀儡子讚」「海人語りの構造」「安曇磯良の原像」(いずれも、注4拙著所収)
- (6) 「筑紫舞聞書(オキナ)」(尾畑喜一郎編『記紀万葉の新研究』所収・平成四年十二月二十日・桜楓社)
- (7) 鈴鹿千代乃「筑紫舞聞き書ノート」(活字化されていない)。
- (8) 兵庫県神戸市須磨区鎮座、車大歳神社の翁舞など。一月十四日夜、神殿に奉安された翁面を出させ大夫が翁を舞う。(国指定無形民俗文化財)